

令和7年度外国人留学生等と企業の交流事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度外国人留学生等と企業の交流事業業務委託

2 委託業務の目的

生産年齢人口の減少に伴う労働力不足を補うため、市内企業に対して外国人材の受入れを推進していく必要がある。本事業は、市内の中小企業等の人材確保及び市内大学、専門学校等の外国人留学生等の市内就職を支援するためのマッチングを図る等、市内中小企業の人材不足の解消に向けた外国人材の活用を目的とする。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務の概要

(1) 市内企業と外国人留学生等の交流会

外国人材の採用意欲が高い市内企業と外国人留学生等の交流会の実施

(2) 市内企業と外国人留学生等のインターンシップ等マッチング事業

インターンシップ等受入企業と外国人留学生等とのマッチングの実施

※本事業では、文部科学省・厚生労働省・経済産業省合意（令和4年6月13日）による「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」でインターンシップと定義されたタイプ3、4のみならず、キャリア教育として位置づけられているタイプ2も含めて推進するものとする。

5 委託業務内容

(1) 市内企業と外国人留学生等の交流会

次の要件を満たす交流会について提案すること。

ア 実施回数は1回以上とする。

イ 開催日については令和7年10月31日（金）までの日とすること。なお、開催日の正式な決定は岡山市と協議の上で実施するものとする。

ウ 交流会の開催時間は2時間程度とする。

エ 会場については、岡山市内でアクセス、施設設備など総合的に勘案し、外国人留学生等が参加しやすい適切な場所を提案すること。

オ 交流会の参加企業は岡山市内に本社又は事業所があり、外国人留学生等の採用を検討している企業20社程度とする。

カ 交流会の参加留学生は日本国内で就職を考えている外国人留学生等100人程度とする。

キ 参加企業の募集について、効果的な方法を具体的に提案すること。

ク 参加留学生の募集について、外国人留学生等が多く在籍している市内大学、専門学校等への呼び掛けを行うほか、効果的な方法を具体的に提案すること。

ケ 交流会は参加企業ごとにブースを設け、企業と参加留学生が対面式で行うこととする。ま

- た、企業や参加留学生に有益な情報を提供するブースなども含めた会場レイアウト図面及び具体的な運営方法について提案すること。
- コ 参加企業の基本情報や採用予定の業種、職種等について、参加留学生が十分に理解できる有効な方法について提案すること。
- サ 開催当日の事務従事者として4人以上配置すること。また、日本語能力が十分でない参加留学生の質問等にも対応できるよう方法について提案すること。
- シ 交流会の参加企業及び参加留学生の参加者名簿を作成し管理すること。
- ス 参加企業、参加留学生及び留学生の学校関係者へのアンケートを実施し、調査結果を分析すること。なお、アンケートの項目（設問）について、今後の外国人材活用に効果があると考えられるものを提案すること。アンケート結果について、交流会実施後30日以内に提出すること。
- (2) 市内企業と外国人留学生等のインターンシップ等マッチング事業
次の要件を満たすインターンシップ等マッチング事業について提案すること。
- ア 参加留学生は、主に岡山市内の教育機関に在学している外国人留学生等のうち、岡山市での就職（主に在留資格「技術・人文知識・国際業務」を想定）に関心のある者とする。
- イ 参加企業は、外国人留学生等の採用に関心があり、かつ市内に本社または事業所がある企業とする。
- ウ 参加留学生の募集について、外国人留学生等が多く在籍している市内大学、専門学校等への呼び掛けを行うほか、効果的な方法を提案することとし、15人以上の参加に繋げること。
- エ 参加企業の募集について効果的な方法で広く募ることとし、参加企業は15社以上とすること。
- オ ウェブサイトの開設やSNSの活用等により、参加留学生が申込みしやすい体制を構築すること。また、申込後からインターンシップ等への参加まで、参加留学生をフォローできる体制を構築し提案すること。
- カ 実施期間についてはより多くの外国人留学生等の参加が見込める効果的な時期を提案すること。
- キ 本事業への参加企業及び参加留学生に対してアンケート調査を実施し、調査結果を分析すること。なお、アンケートの項目（設問）について、今後の外国人材活用に効果があると考えられるものを提案すること。
- ク アンケート結果について、実施期間終了後30日以内に提出すること。

(3) その他

ア 事業の広報業務

(ア) 広報の実施

予定する広報は次の①及び②とし、事業を一体的に実施する上で、各教育機関への展開方法など効果的・効率的なスケジュールを提案すること。

①：市内企業と外国人留学生等の交流会

②：市内企業と外国人留学生等のインターンシップ等

(イ) 広報媒体

効果的な広報媒体を活用し事業の周知を図ることとし、具体的な周知先・周知方法について提案すること。

(ウ)チラシ・ポスターの作成・配布

上記(ア)①・②の広報チラシ（A4判カラー）及びポスター（A2判カラー）について、企業向け及び外国人留学生向けをそれぞれ作成することとし、作成枚数及び配布先について提案すること。なお、市の施設等での配布・掲示も含むものとする。

(エ)広報実施日ほか詳細については、岡山市と協議した上で決定すること。

イ 費用負担

参加企業及び参加留学生からは、一切の費用を徴収しないこと。

6 事業実施に係る提出書類

受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の書類を作成、提出し、岡山市の承認を得なければならない。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託作業表
- (4) 業務責任者届

7 成果品

- (1) 本業務終了後、報告書を提出すること。なお、報告書作成に当たっては、参加者一覧・実施状況、改善すべき課題・改善方法、アンケートの集計、分析結果等を記載すること。
- (2) 報告書は書面にて1部および電子記録媒体（容易に読み取り・複写できるよう「マイクロソフトオフィス2019」で利用可能な保存形式等）で提出すること。

8 成果品の帰属、著作権等について

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 本事業で作成した全ての作成物の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- (2) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 市販の素材集やインターネットなどに限らず、写真・イラストなどの著作物を利用する場合には、他人の著作権を侵害しないように十分注意すること。
- (4) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張及び損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 業務委託料の支払い等

業務委託料の支払いは業務完了後払いとする。業務実施にかかる費用は、受託者が適宜支払うこと。

1 0 業務実施の条件

- (1) 本業務で外部協力者（下請業者等）が必要な場合は、岡山市と協議し承認を得ること。
- (2) 岡山市との協議により、実施内容を変更することがある。
- (3) 本業務に従事する者の安全衛生に関する管理については、受託者がその責任において関係法令等に従って適切に行うこと。

1 1 適用範囲

本仕様書は、岡山市が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項でも、本事業を効果的に実施する上で必要と思われるものについては、岡山市との協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

1 2 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) 労働関係法令
- (4) その他の関係法令

1 3 秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務に関し岡山市から受領又は閲覧した資料等について、岡山市の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。
- (3) 受託者は業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1 4 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、岡山市の責任に帰すべき事由によるものを除き、全て受託者の責任において処理解決するものとする。

1 5 作業経過の報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行するとともに、岡山市との協議後は速やかに協議録を提出すること。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。

1 6 完了検査

受託者は、事業完了後、岡山市の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとする。